

平成 20 年 5 月 20 日

各 位

|           |                            |
|-----------|----------------------------|
| 会 社 名     | ユナイテッド・テクノロジー・ホールディングス株式会社 |
| 代 表 者 名   | 代表取締役社長 若山 陽一              |
| コ ー ド 番 号 | 2 1 4 6                    |
| 問 合 せ 先   | 取締役社長室長 島田 恭介              |
| 電 話 番 号   | 03(5447)1710               |

## グッドウィル・グループ株式会社の臨時株主総会に対する

### 質問書送付のお知らせ

当社は平成 20 年 5 月 23 日開催のグッドウィル・グループ株式会社臨時株主総会に対し、以下のとおり質問書を送付いたしましたので、お知らせいたします。

#### グッドウィル・グループ株式会社 臨時株主総会に対する質問書

拝啓

貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴社に於かれましては、平成 20 年 5 月 23 日に臨時株主総会の開催を予定されていますが、本臨時株主総会において提案される第 1 号議案及び第 2 号議案の賛否を判断するため、株主として下記項目について理解しておくことが重要であると認識しております。

重要議案に関し、慎重に検討を行いたく存じますので、具体的にご回答いただきたくお願い申し上げます。なお、ご回答が不可能な場合は、その理由をご説明いただけますようお願いいたします。

敬具

#### 記

#### 1. 155 億円の債務の株式化（DES）の合理性について

##### (1) Promontoria からの債務免除の可能性

貴社が財務リストラクチャリングの手段として提案している A 種優先株式の発行による DES は、株式の大幅な希薄化をまねくこととなり、既存株主に不利益の甘受を求めるものがあります。

しかしながら、財務リストラクチャリングは、株主への負担を最小限にするべく検討されるべきであり、貴社の最大債権者であり A 種優先株式の割当先である Promontoria Investments I B.V.（以下、「Promontoria」といいます。）から債務免除を受け、DES の対象となる債務の金額をできるだけ小さくすることの検討が第一になされるべきであると考えます。

この点、当社は、貴社の前代表者であり現 GW Premier America, Inc. のアドバイザーである折口雅博氏及び有限会社折口総研（以下「折口総研」といいます。）が、220 億円の債務

免除を受けているとの情報を関係当事者から得ておりますが、事実でしょうか。仮に、折口雅博氏及び折口総研についての債務免除が認められたのであれば、貴社についても同様に債務免除を受けることが十分可能であると思料いたします。

貴社は、Promontoria とこのような債務の減免に関する交渉をこれまでに行っていきますでしょうか。行っている場合は、その交渉の経緯及び結果をご説明いただきたく存じます。

### (2) 役員の実任負担による債務圧縮の可能性

貴社が財務リストラクチャリングを余儀なくされたのは、介護事業での不正請求問題、派遣事業での二重派遣等の労働者派遣法違反などの重大なコンプライアンス違反による業績悪化の影響が大きく、この責任は、当時の代表者である折口雅博氏を始め旧経営陣が負担すべきであると考えます。

従いまして、貴社が既存株主に対し、A種優先株式の発行によるDESが引き起こす株式の大幅な希薄化という不利益の甘受を求めるのであれば、その前に、まず貴社が折口雅博氏を始め旧経営陣に対して責任を追究し、折口雅博氏を始め旧経営陣から私財の提供を受けることなどにより負債を返済し、DESの対象となる債務の金額をできる限り小さくすることが検討されるべきであるといえます。

155億円もの債務の株式化(DES)を検討する前に、まずは、折口雅博氏及び折口総研が保有するグッドウィル・グループ株を含む資産を売却させることなどによる責任負担を求めることが必要であると思料いたしますが、貴社はこのような行動をとられていますでしょうか。既にこのような行動をとられている場合はその具体的内容及び現状を、とられていない場合はその理由をご説明いただきたく存じます。

### (3) 自己資金の活用による債務圧縮の可能性

半期報告書によれば、貴社には596億円の現金同等物があり、これらを返済に回すことを優先的に検討すべきであると思料いたしますが、これらの全部又は一部は返済に充てられていますでしょうか。返済に充てられている場合はその金額及びその金額の根拠を、返済に充てられていない場合はその理由をご説明いただきたく存じます。

## 2. 優先株に付された取得請求権の対象となる普通株式の取得価額について

A種優先株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付与され、この取得請求権の当初取得価額は9,000円とされています。

貴社は、平成20年3月11日付のプレスリリースにおいて、当該金額の根拠について、同年4月25日決議の普通株式の発行価額と同様、当該株式発行にかかる取締役会決議の直近取引日までの2ヶ月(平成20年1月11日から平成20年3月10日)の東京証券取引所における貴社株価終値の平均値を参考とし、子会社コムスン等介護・介護関連事業からの撤退や子会社グッドウィルにおける労働者派遣法違反にかかる行政処分を受けている等の貴社を取り巻く事業環境や業績を勘案して決定した旨を説明されております。

しかしながら、当該株式発行にかかる取締役会決議のなされた前日終値は23,400円であり、当初取得価格は当該価額の38%と極めて低額であります。また、当該取締役会決議から1ヶ月ないし6ヶ月について、1ヶ月ごとに期間をとった場合の貴社株価の終値平均をみても、下表のとおり2ヶ月の終値平均だけが格段に低くなっております。

※ 各期間における平均価格

| 期間  | 始期     | 終値平均   | 9,000円／終値平均 |
|-----|--------|--------|-------------|
| 1日  | 3月10日  | 23,400 | 0.3846      |
| 1か月 | 2月12日  | 12,566 | 0.7162      |
| 2か月 | 1月11日  | 9,813  | 0.9171      |
| 3か月 | 12月11日 | 12,825 | 0.7017      |
| 4か月 | 11月12日 | 16,168 | 0.5566      |
| 5か月 | 10月11日 | 17,759 | 0.5067      |
| 6か月 | 9月11日  | 17,650 | 0.5099      |

また、介護・介護関連事業からの撤退は、平成19年7月に方針決定がなされ、同年12月3日にはコムスの事業移管が完了したとの公表をしていること、並びに子会社グッドウィルの行政処分についての通知を受けたのは平成19年12月22日であり、平成20年6月期の業績及び配当の下方修正を発表したのが同月25日であることから、2ヶ月という期間の設定の合理性について十分な説明がなされているとはいえない状況にあります。

以上より、当初取得価額9,000円で普通株式の取得請求権を付したA種優先株式の発行は、既存株主の株式価値を毀損させ、その分Promontoriaを利することになると解さざるを得ませんが、このような取得価額での取得請求権を付した優先株式を発行することとした根拠、及び当該優先株式の発行による既存株主の株式価値への影響についての貴社のお考えを教えてくださいと存じます。また、当該優先株式の価値に関する第三者の評価書等を取得されている場合は、開示をお願いいたします。

### 3. 第三者割当によるA種優先株式の募集決議の公正性等について

平成20年5月1日にPromontoriaより提出された大量保有報告書には、Promontoriaと折口雅博氏及び折口総研との間で議決権の共同行使の合意があることの記載があります。また、当社は、Promontoriaの取得・保有する貴社株式について、将来折口雅博氏及び折口総研が第一買取交渉権を持つとの情報を関係当事者から得ておりますが、事実でしょうか。仮に、事実といたしますと、今回の優先株式の発行により利益を受けるのはPromontoriaのみならず、折口雅博氏及び折口総研も含まれることになります。

本総会におけるPromontoria、折口雅博氏及び折口総研の議決権を合わせると、合計で全体の約40%となり、優先株の発行により利得を受ける者が株主総会の議決権の多数を保有していることとなりますが、このような状況下で行われる株主総会決議は、その決議の公正性に疑義があると解さざるを得ません。

また、上記の合意を前提といたしますと、将来、優先株式の転換により大量に発行されることになる普通株式についても、折口雅博氏又は折口総研が取得する可能性があるといえます。この場合、貴社が「The Goodwill Group, Inc. “Revival Plan 2012”」にて表明されておられるコンプライアンスの徹底についても、その実効性に疑義が生じます。

以上より、株主総会決議の公正性を確保する観点、及び貴社が目指すコンプライアンスの徹底という観点から、Promontoriaと折口雅博氏及び折口総研との間の貴社株式の第一買取交渉権に関する合意を解消させるべきであると考えますが、この点に関する貴社のお考えをご説明いただきたく存じます。

以上